

## 総務・企業常任委員会 県内行政調査

1 調査日 平成25年8月23日(金)

### 2 調査の概要

#### (1) 沖島(近江八幡市沖島町)

離島の振興を図ることとする離島振興法については、従前、海上の離島についてのみ法が適用されていたが、平成25年4月から、内水面の離島についても法が適用されるよう規定されたことにより、沖島についても法の対象とされることとなった。6月27日の国土審議会離島振興対策分科会において、沖島を離島振興対策実施地域に指定することが了承され、7月17日に主務大臣により正式に指定された。

指定を受けて、県は近江八幡市が作成する離島振興計画(案)の内容をできる限り反映させた計画を策定し、国へ提出することとなるため、現在、計画の策定に向けて、市との協議・調整が進められているところである。

こうしたことから、沖島の概要と現状を調査するとともに、今後の沖島の振興に向けて、県民参画委員会を実施し、沖島の島民の皆さんと意見交換を行った。

島民の皆さんからは、沖島では漁業が基盤であることから、漁業の魅力が増して活性化できるようにして、将来につなげられることが不可欠であるとの意見などが出された。

